

総社市図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第30号

総社市図書館条例の一部を改正する条例

総社市図書館条例（平成17年総社市条例第106号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
(図書館資料の利用等) 第3条 略 2 前項の規定にかかわらず、図書館資料の複写を行う場合は、手数料として次の区分により徴収する。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、減免することができる。			(図書館資料の利用等) 第3条 略 2 前項の規定にかかわらず、図書館資料の複写を行う場合は、手数料として次の区分により徴収する。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、減免することができる。		
日本産業規格B列5番からA列3番まで	白黒	1枚につき 20円	日本工業規格B列5番からA列3番まで	白黒	1枚につき 20円
	カラー	1枚につき 100円		カラー	1枚につき 100円
3 略			3 略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。